

介護支援ボランティア（ごみ出し支援）モデル事業実施概要（案）

1 目的

家庭において排出される家庭系ごみを自ら集積所まで運搬することが困難な高齢者世帯に対し、地域の協力者（ボランティア）によるごみ出し（以下「ごみ出し支援」という。）について試行的に実施し、介護支援ボランティア制度の実施に向けた検証を行うことを目的とする。

2 事業の実施区域及び対象人数

秋山小学校区内から10人のケースを選定する。

3 事業の実施期間

平成27年7月1日から9月30日までの3か月間とする。

4 用語の定義

- (1) 利用者：ごみ出しの支援を受ける世帯で、次の要件を満たす世帯とする。
 - ア 介護保険の要支援1以上又はそれに準ずる状態で、ごみ集積所までの運搬が困難な高齢者。
 - イ 同居及び同一敷地内の親族の協力を得ることが困難な者。
 - ウ 自らごみの分別ができる者。
- (2) 協力者：利用者の自宅からごみ集積所までの運搬を協力する者で、利用者の近隣に居住する65歳以上の者とする。

5 事業対象者の選定

- (1) 利用者については、在宅介護支援センターの情報を基に、要件を満たす世帯を選定し依頼することとする。
- (2) 協力者については、利用者宅の近隣に居住する者に、利用者の意向を確認し依頼することとする。

6 ごみ出し支援の実施手順

- (1) 市は、協力者に「ごみ出し支援ポイント手帳」を交付する。
- (2) 利用者は、家庭系ごみの分別方法に従い、可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみ（小）は市指定の専用袋に入れ、その他のごみは市が指定する方法により結束又は透明袋に入れ、それぞれの収集日に自宅の玄関内に準備する。
- (3) 協力者は、利用者が準備したごみを、利用者が居住する地区のごみ集積所に運搬する。
- (4) 協力者は、ごみ出しを行う際、利用者に声かけを行い、ポイント手帳に利用者の確認署名又は押印をもらう。

7 ポイントの利用

- (1) ポイントは、ごみ出し1回につき1ポイントとし、事業の実施期間を通じ12ポイントを限度とする。
- (2) 市は、協力者からポイント手帳の提示があったときは、希望により次のいずれかのものと交換するものとする。
 - ア 1ポイントにつき50円相当の割引券
 - イ 3ポイントにつき1枚の総合福祉センター浴場使用券
 - ウ 市が指定するごみ袋（1ポイントにつき50円分）
- (3) 市は、割引券が使用できる店舗（以下「協力店舗」という。）の協力を求めるものとする。
- (4) 協力店舗は、割引券で商品を販売したときは、割引券に記載された金額を市に請求するものとする。

8 利用料

モデル事業のため、利用者からの利用料は無料とする。

9 事業の検証

市は、協力者及び利用者に対し、アンケートを実施し、課題の抽出及び事業実施に移行するための検証を行う。